

平成 28 年 5 月 30 日（月）
機会振興会館 6-66 会議室

演題 今、被害者支援に求められることーソーシャルワークの視点からー
講師 伊藤 富士江（上智大学教授）

御紹介にあずかりました上智大学の伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今日は大勢お集まりいただき、このような会議にお招きいただきましたことを、まずお礼申し上げます。それから、警察庁の方に事務が移られて初めての会議ということで御準備等大変だったことと思います。今日はありがとうございます。

今日の内容ですが、50 分ほどの限られた時間でもございますので、少しでも皆様のお役に立つことがあればいいという思いで、一研究者の立場からお話しさせていただこうと思っております。

最初に簡単に、自己紹介をさせていただきますと、私は大学を出て最初のキャリアが公務員でした。東京都の公務員といいますか、警視庁の心理職として採用されました。制服組とは違って、心理の専門ということで仕事をしておりました。5 年たったところで警察庁に出向となり、科学警察研究所で、当時防犯少年部というのがありまして、主に少年非行について研究しておりました。私のバックボーンは心理学だったんですけども、非行少年の対応には社会福祉の視点が必要ではないかということに気付き、ソーシャルワークの勉強を始めるようになりました。その後いろいろ変遷がありまして大学の教員になったというようなことです。

短い期間ですが公務員としての立場も味わいました。警察庁におりましたときは、当時、少年非行といっても加害少年の話が中心で、研究テーマも加害者側に関するものがほとんどでした。被害者のことはほとんど視野に入っていなかったというのが今から三十数年前の実情だったかなと思います。

十数年前に上智大学から声をかけていただき東京にまた戻ってくることになりました。授業として司法福祉論を担当してほしいと頼まれまして、ちょっと上智の宣伝になりますけれど、上智はかなり昔から司法と福祉に関する科目を開講していたんですね。それで、その科目を担当するようになり、新たに勉強し直してみたら、被害者の問題に直面しまして取り組むようになったというような経緯です。被害者支援について社会福祉の視点から、いろいろ研究しております。

大学院の学生で、犯罪被害者当事者の団体について研究したり、また民間被害者支援団体に働かせていただくようになった教え子もおります。被害者支援は、間接的にはありますがいろいろ接点がありまして、今日はそのような経験もふまえてお話しさせていただ

きたいと思っております。

レジュメですが、スライドを作成しまして、警察庁の方で印刷していただきました。このレジュメをもとにお話しさせていただきたいと思います。

2枚目のスライドにありますように、今日の内容は、まず犯罪被害に遭うとはどういうことかについて、被害者支援の窓口担当を何年か経験しておられる方々にとっては、「いろいろ聞きました」というような話かもしれないんですけども、最初にこの点をふまえてお話しさせていただきます。

次に、ソーシャルワークについて、非常に被害者支援と結びつく面が多いので、その点を少し話させていただきます。メインは、最近、地方公共団体における犯罪被害者支援総合的対応窓口に対して調査をさせていただいた内容についてです。皆様の中にも調査に御協力いただいた窓口の方がおられると思いますけれども、その結果を、概略になりますがお話をし、その調査分析から見えてきたこと、自治体における相談体制を充実させるにはどんなことが必要なのかということをお提言させていただきたいと思います。最後に質疑応答の時間も取りたいと思いますが、よろしく願いいたします。

では、3枚目のスライドに入っていきます。犯罪被害、いろいろな被害がございますが、一般的に犯罪被害に遭った場合どんなことが起こるだろうかということについて、ここに挙げさせていただきました。真っ先に浮かんでくるのは、例えば、重い事件ですと命を落とすこともあります。身体的な障害、あるいはそのことによる経済的な困窮ですね。具体的には失職とか転居せざるを得ないとか、もろもろ問題が出てきます。そして、多分すぐ思い浮かぶのは、精神的にとっても大きな打撃を受けるんじゃないか、まさにそうですね。混乱しますし、怒りも出てきます。そして、よく指摘されることは、コントロール感の喪失ということですね。私たちが普段生きている、生活している中で、やはり自分の生活を自分でコントロールできているという感じは、とても大切です。それが突然失われるわけですので、「茫然自失」という言葉もあります。そのような状態に陥るということだと思います。

あと4点ほど空欄の括弧で挙げていますが、何かお気づきの点がありますか。いかがでしょうか。学生だと「どう？」とか言って当ててしまうのですが……そういうわけにもいかないと思います。いろいろ考えられると思うんですね。例えばよく言われるのは社会に対する安心感とか信頼感ですね、それが突然失われる感じですかね。社会に対する安心感。安全だと思っていたところが、いや、全然そうじゃなかったという感じですね。それから信頼もしていたとか。あえて「信頼」とは言わないかもしれませんが、普通に生活できていたのが突然失われるわけですので、そういった感じですね。

それから、犯罪被害に特有の自責感ですね。自分を責めてしまう。家族が被害に遭った場合はもちろんですが、自分自身が被害に遭った場合でも、自分に非があったんじゃないかとか、そういう自責感。それから孤立感です。社会的に孤立しがちなのがやはり、自然災害などのような被災の場合と違うということだと思います。あともう一つ挙げれば、

皆様お気づきだと思いますが、刑事手続に関わらなくてはいけないという点が出てくるのが、犯罪被害の大きな点になってきます。

例えば、一見小さな事件のように思えても、当事者の方は非常に打撃を受けておられることがほとんどだと思います。4枚目のスライドは犯罪被害者の声です。これは私が2年ほど前に「民間被害者支援団体の利用に関する調査」というテーマで調査したときに、自由記述でいろいろな意見を書いていただきました。その声を持ってきております。「犯罪被害に遭うと、その日を境に生活が一変する。突然、まっ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの」だと、そういう感覚を持ったということですね。

それから、次も、そのまま載せておりますが、「ある日突然に出会う為、日常生活が破カイされ、何も考えること、することが出来なくなった。廻りの人達が各々の考えでアドバイスしてくれたが、後で思い返すと、みんな勝手な事を言い、それに私自身がただ振り廻されていた感じ。」と書いておられて、この方の場合は、そんな中で、友人がただ無言で毎日おにぎりを持ってきてくれたり、食べるものを差し入れてくれたのがすごく助かったというような記述が続くんですね。そういう生活上の些細な支えが、窮地に追い込まれたときは本当に助かるといった記載もありました。この調査については分析した結果をまとめていますので、御関心のある方がおられましたらお知らせください。

次のスライドに移りたいと思いますが、この5枚目のスライドに関しましては、もうよく御承知のとおり、このように犯罪被害者等基本法には定められておまして、「国及び地方公共団体は」ということで、是非地方公共団体の方々に頑張っていただきたいということだと思います。

これから6枚目以降のスライドに入ります。ソーシャルワークの視点についてお話しさせていただきます。被害者の方が地域で生活を立て直すためには何が必要かと言いますと、心のケアがまず浮かんできますが、生活自体を立て直すには、やはりソーシャルワーク的な発想が必要ではないかと思えます。この中には社会福祉的なお仕事、社会福祉と関わるお仕事をされてきたり、あるいは社会福祉士の資格をお持ちの方もおられると思えますが、ソーシャルワークというのは、サービスを必要とする人に対応して進められる専門的な援助活動です。一定の過程を踏んで行われますが、見通しを持って、アセスメントをして、一定の流れの中で行われる専門的な援助活動と御理解いただきたいと思えます。この辺を詳しく説明しますと時間を取ってしまいますので簡単に言いますと、ソーシャルワーク自体は、価値、つまり人間の尊厳、個人個人を大事にするといった価値とか、知識、それからスキルですね、傾聴のスキルをはじめとする技能、そういう要素から成り立っています。

7枚目のスライドについて、「ソーシャルワークとは」として、エッセンスを書いてあります。ポイントで申しますと、人と環境とを結びつけるのがソーシャルワークの大きな役割ということなんです。それから、環境を修正・開発するとともに人の方にも働きかけていくという視点を持ちます。ソーシャルワークは、環境だけではなく、環境も人も視野に入れていくということなんです。

ここで具体的に書いてありますが、ニーズというのはよく耳にされるとは思います、そのニーズと社会資源を調整して結びつけていくこと。それから、環境を修正・開発、例えば、被害者の方が自宅に住めなくなった、転居先を探す、といった環境を調整することもこの中に入ってきます。それから対処能力。個人の対処能力を強化するということですが、これも、考え方としては、被害に遭うと、ずっと非常に弱い傷つきやすい立場にとどまるというのではなく、たまたま事件に遭遇して、今その力が落ちているということですね。いろんなことに対処する能力が落ちているので、それをどう強めていくかという視点がやっぱり大事だと思います。これをソーシャルワークでは大事にしますよということで3点挙げさせていただきました。

では、社会資源って何か？ということです。8枚目に書きましたが、これは、すぐ思い浮かぶものも多いかもしれませんが、ソーシャルワークの中ではあらゆるものを指します。利用者のニーズを充足するために動員される物的・人的資源を指して、機関・施設、法律はもちろん、個人・集団、資金、知識、技能、あらゆるものを総称して「社会資源」としています。ある意味、職員自身も社会資源の一つとなり得るという解釈になります。

9枚目のスライドは、ソーシャルワーク過程の流れについて簡単に載せております。先ほど言いましたように、一定の流れを踏んで行われる専門的な過程ですが、やはり信頼関係を築くことが根本にあり、アセスメントをして、計画を立てて、実際、「介入」ともいいますが、援助していくということです。そしてそれを振り返る、事後評価まで入っていますという過程ですね。

では、時間の関係もありますので今日の本題ですが、地方公共団体における窓口の調査結果について御報告させていただきます。10枚目にこの調査がどういう形で実施されたかを簡単に載せてありますので、御覧になってください。

11枚目のスライドです。目的としては「犯罪被害者等の対応にあたる総合的対応窓口の実態とそこから見えてくる体制整備の課題や方向性を明らかにする」ということで調査を実施させていただきました。対象は地方自治体全てで、都道府県が47か所、それから市区町村1,741か所で、計1,788か所に調査を依頼しました。

調査の概要は12枚目のスライドに記載されているとおりです。基本的にはWEBの調査をお願いをしました。調査内容についてはここに書いてあるような内容です。実施したのは今年の2月22日から3月15日、まず郵送をお願いをして、WEBで回答できる方にはお願いいたします、ということで調査させていただきました。お忙しい中御協力いただきました自治体の窓口の方にはお礼を申し上げます。倫理的配慮としましては、そこに書いてあるとおりで、御本人の意思に基づいて御回答いただき、各地方自治体名が特定できないような形で統計的に処理をいたしました。

中身に入っていきますが、14ページのスライドを御覧ください。調査結果について、回収は364件で2割程度の回収率でした。

この結果からどのようなことが見えてきたかということですが、15枚目のスライドをま

ず御覧ください。全体の概況ですが、全国的に様々なところから御回答いただいたということですね。

16枚目のスライドは、回答のあった地方公共団体の区分で、一般市が一番多く、町が2番目でした。

担当者の属性について、御回答いただいた担当者の方々ですが、9割近くが兼務で担当ということですね。担当歴も1年未満とか1年から2年未満という回答が一番多かったという実態にあるということです。

それから、職員の配置状況について、担当の職員の方がどのくらいおられるのか、18枚目のスライドは、それを棒グラフに表したものです。御覧になって分かるように、やはり1人体制のところ、ないしは2人体制が多いという結果でした。

19枚目のスライドは担当部署についてです。調査した私たちとしては、被害者担当の部署がどのような名前のもとに置かれているのか関心がありました。結果はこのスライドに示されているとおり、御回答いただいた地方自治体に関してですが、本当に様々なところに配置されているという、ことが分かりました。

それから20枚目のスライドです。担当職員の方々がどのような資格をお持ちかということで調べたところ、ひと目見て分かりますように資格がないという回答がほとんどでした。何らかの資格がありで、資格名をチェックしていただいたのが約1割で、スライドに記載したとおりです。

では、相談の状況について、21枚目のスライドからになります。22枚目のスライドにありますように、総合的対応窓口において過去おおよそ1年間に犯罪被害に関わる相談はありましたか実際自治体窓口で相談を受けておられるのかどうなのか、尋ねたところ、過去1年間に相談があったというのは18%ですね、2割に満たないということですね。何かしらの相談を受けた、1件でも2件でもいいんですが、そういった回答があったのは2割に満たないということが分かりました。どなたからの相談でしたかの回答が、円グラフです。本人というのが36%、それから家族、遺族が34%。その他、という形で回答が得られました。

相談があった窓口が全体では60か所だったわけですが、その60か所の中身を分析してみました。それが23枚目のスライドになります。23枚目は相談件数を棒グラフにしたものですが、電話相談の場合と面接相談をした場合についてパーセントが示してあるんですけども、相談があった、という場合でも、その全体の相談件数は10件未満のところほとんどであったということですね。これが実態の一端かなということです。

実際扱った事案はどんなものだったのかというのが24枚目のスライドになります。これは、こちらから事案を提示して、多い事案を5つぐらい選択してくださいと尋ねたものです。分かったことは「暴行・傷害等被害」の事案を多く扱っているという傾向が見られたということです。

例えば、虐待は他の部署で扱うことに決まっています、というところも多く、そういう

場合は他部署取扱い、他部署で取り扱っている場合は、それもお答えくださいということ
で質問しておりまして、その結果が小さいですが右に載せてあるような結果ということに
なります。

次のスライドは、地方自治体がどのような体制を持っておられるかについて質問した結
果になります。26枚目のスライドを見ていただきますと、「連携の際に使用するツール」と
書いてありますが、これは、窓口とか制度、サービス紹介のために使用しているツールで
すね。どんなものを使っていますか、として御回答いただいたものです。相談を受けてい
る窓口に関してですが、都道府県が作成している窓口一覧表を最も多く使っているとい
うことが分かりました。

次に27枚目になりますが、支援における連携先ということで、この場合、連携とひと口
に言ってもいろいろなイメージを浮かべられる方も多いかもかもしれませんので、連絡を取り
合せて紹介したり協働したりする関係にあるところについてこういう機関・団体名を挙げ
て尋ねました。連携しているのは、警察が多いです。警察との連携は取れていますが、警
察を除く司法機関とか医療機関との連携はしていないというところが多く、不十分な状況
にあると思います。

次が28枚目のスライドです。これは、全体の地方自治体、御回答いただいた全体の回答
結果ですが、研修の機会についてです。研修を受けたことがあるかについて回答いただくと、
担当者の半数が犯罪被害者支援に絡む研修を受けていたという結果です。この53%が
多いと見るか、あるいはちょっと少ないのでは、もっと多くあってもいいのではないか、
お考えはそれぞれかと思えます。

では、その中身ですね。どんな研修かということで、これは実数を棒グラフにしました
が、地方公共団体が主催している被害者支援に関する研修を受けている実数が多く出まし
た。実際はいろいろなところで被害者に関する研修が行われている。例えば被害者のPT
SDに関する研修などもあるんですけども、受けたという回答はとても少なかったです。

次は29枚目のスライドになります。相談を受けている窓口が被害者支援に関する事業等
を実施しているかについて尋ねた結果です。窓口の4割弱で被害者支援に関する何らかの
事業を行ったという回答です。事業としていますが、いろんな会議とか広報など、どんな
ことを実施しておられるかについて表したのがこの棒グラフになります。

今まで見てきたところでは、全体を通してみると研修の機会も多くなく、被害者支援に
ついての事業も未実施が63%と多いです。窓口の活動はそれほど活発ではないのかなとい
う感じがします。

次は30枚目のスライドです。これは、被害者支援に携わる方が現場で働いていく中で、
やはりスーパーバイズというのですが、専門的な助言や指導が受けられることはとても大
事なんですね。そういう体制が整えられているかについて質問した結果が30枚目になりま
す。これを見て分かりますように、そういった体制になっていないところが92%で、残念
ながらスーパーバイズ体制が整っていないところがほとんどでした。体制があると答えた

ところは7%で、今後体制を整備する予定はあります、という回答も、わずかですがありました。

今回の調査のうち幾つかを取り上げて、御報告させていただきました。こういった点を踏まえまして、31枚目からは、充実した相談体制に向けてどのようなことがポイントになってくるかということをお話ししていきたいと思います。

32枚目のスライドに、まずポンと出しましたが、できれば担当職員数は2名以上体制がいいのではないかとということをお話ししました。地方自治体と言いましても、いろいろな人口規模がある中で御事情も多いと思いますが、ここに書きましたように、被害者家族の中には異なる様々なニーズがあったり、家族の中に加害者側、被害者側が存在したりする場合もあって複雑なこともあり、その対応には1名では難しいのではないかとことです。2名以上だと相談件数が多い傾向にある点も調査結果から明らかに読み取れましたので、提案させていただきました。兼務であったとしても2名以上いると、窓口の充実に向けて知恵を出し合えるのではないかとと思います。

それから、ここでは「エビデンス」と書いてありますが、今お話ししたことに关しまして、担当者数とその窓口の相談状況について、2名以上の体制の場合と1名体制の場合で比較しますと、統計上有意に2名以上の体制の場合は相談が「あり」というような傾向が見られたことを表した棒グラフです。

34枚目のスライドにいきます。これはポイントの2としまして、担当者に関して、できれば相談援助業務を経験しておられた方、あるいは資格を持っている方の配置に向かってほしいということをお話しさせていただきました。ここに書きましたように、有資格者や対人援助職としてキャリアのある者を窓口担当者とするすることで、相談ケースの増加にもつながる。それから、多機関との連携率が高まった。これはこれから説明します。あと、様々な犯罪被害者支援に関連する事業の展開につながるということが分かってきました。

35枚目のスライドになりますが、棒グラフに表していますように、「相談あり」と「なし」を比べた場合ですね。「相談あり」と「なし」に占める有資格者数の割合を比べますと、「相談あり」に占める有資格者の割合が統計的に有意に多いことが分かりました。結果を統計的に分析してみて、明確にこういう傾向が読み取れたということです。

36枚目のスライドは、担当者の資格有無と連携先の関係について、これも担当者が資格を持っている場合、保護観察所、カウンセリング機関と連携を取る傾向にあったということですね。アスタリスクは有意差が見られたということです。保護観察所やカウンセリング機関と連携を取る傾向にあったことが読み取れたということです。

今申し上げたことを分かりやすくグラフにしたのが、37枚目のスライドになります。この図は周りにぐるっと連携先を置いていますが、有資格者の場合、資格がない担当者の場合、どんな形で連携を取っているかというのを表したものです。ひと目で分かりますように、資格がある担当者の場合は青い線ですが、無資格の担当者よりもバランスよくいろんな機関と連携を取っていたというようなことが明らかになりました。

次の 38 枚目のスライドは被害者支援に関わる事業の実施を挙げております。この事業の実施の中で、被害者支援ネットワーク会議への出席を挙げています。これが果たして事業なのかということですが、相談窓口を離れて、会議へ参加し情報を得るということで事業としています。相談窓口を離れての業務ということですね。あと広報とか、職員研修の実施とか、市民講演会の開催を見ますと、担当者が有資格者である場合、様々な被害者支援に関連する事業等を行っていたということが見えてきました。

39 枚目のスライド、ポイントの 3 に移りますが、50 件以上の相談が寄せられている窓口の特徴をふまえると、こんなことが言えるのではないかと思います。できることから始める、窓口独自のパンフレットを作成してみるとか、相談が多い窓口というのはやはり連携が取れているということですね。皆様方もいろいろ工夫されているところが多いかと思いますが、やはり挨拶回りとか、これはよく使われる言葉ですけども、顔と顔が見える関係ですね。そうした中で、ケースの相談に備えることができるのではないのでしょうか。それから、先ほど言いました専門的な助言や指導が受けられるスーパーバイズ体制を整えることで、担当者自身の、ここで「燃え尽き」と書いてありますが、モチベーションとしてもいいです。モチベーションを上げて、「できないなあ、こんなこと」と思うことがなくなってくるんじゃないかということですね。では、どうやって、地方自治体においてそういうスーパーバイズの体制を整えたらいいかについては、また後でお話しさせていただこうと思います。それから、何度も申し上げていますが、可能であれば専任の担当者が欲しい、ただし専任よりも、兼務とか複数の方が、効果があるのが分かっている、また担当歴も長い方が好ましいということですね。

次の 40 枚目から 42 枚目のスライドは、相談件数の多い行政の特徴について比較をして傾向を見たものになります。これは、相談があった窓口の中でも、おおよそ 1 年間に 50 件未満と 50 件以上の相談を受けた窓口で、どんな特徴が見られるか比較したものです。

40 枚目のスライドは属性とか担当歴とか様々なものになっています。今まで話してきたことと重なっていると思いますが、エビデンスということで御理解ください。

そして 41 枚目も相談件数の多い行政の特徴ですが、これもどんな機関と、相談の件数が多い行政は連携を取っているかについて、有意な差としては、例えば医療機関やカウンセリング機関との連携が、50 件以上相談を受けている窓口ではなされているということですね。相談があるので、より強固に関係性ができてくるといった見方もできるのかなと思います。

42 枚目のスライドについては、これも 50 件未満の窓口と 50 件以上の窓口で比較したものです。部署のキーワード別の分類で見たとすると、統計上の有意差はないのですが、「ただし」ということで、スライドに書いてありますように、犯罪被害者支援総合窓口を例えば「総務」とか「交通・防災」「男女共同参画等」に置いている場合、50 件以上の相談対応をしたところは全くなかったということが分かってきました。

こういうことを踏まえまして、ポイント 4、最後のポイントになります、43 枚目のスライドです。各地方公共団体で、地域住民の犯罪被害相談を引き受ける意識を持っていたら

くのが大事という点を提示しました。現在、警察を除く被害者相談を行う民間被害者支援団体は、都道府県にほぼ1か所です。皆様も御承知おきだと思いますが、1か所ですとやはり限界がございます。民間団体は結構長く実践しておられるところもありますし、専門的な対応をしておられると思いますが、やはり今言いましたように限界があって、犯罪被害に遭われた人の数パーセントにしか対応できていないのが現状です。あと、皆様たちの中では、「でも、窓口があっても実際来ません、相談はないんです」っておっしゃる方も多いかもかもしれませんが、スライドにありますように、被害者の **help-seeking**、自ら援助を求める力が低いことは多くの研究結果より明らかです。実際は多岐にわたる支援を求めていることが多いわけで、単に、あそこに行ってください、あちらにはこんなものがありますよ、といった情報提供だけでは十分でない場合も多いということです。やはり行政が関与する保健福祉サービス、居宅サービス等の、地方自治体が管轄するいろいろな生活支援に関しては、住民に近い地方公共団体の窓口が行うのが適切ではないでしょうかといった御提案です。

終わりに、もう一度ポイントを申し上げておきます。専門職ですね。専門職の配置がなかなか難しいかもしれないのですが、必ず保健福祉とか他の部署に、そういう保健福祉のベテランの方がおられると思うんですね。そういう方たちと連携をして、部署内で連絡を取り合い相談して、被害者支援に関してスーパーバイズ体制を整えていただくことができるんじゃないかなと思います。例えば、精神障害保健の分野だと、退院援助支援事業に関しては精神保健福祉士会からスーパーバイザーの方を招いて、専門的な助言指導を受けるということをやっています。あるいは、障害福祉の分野では、近隣市が一緒になって相談援助の勉強会や研修会を開いたり、スーパーバイズができる方を招いて事例検討会をしたりとか、そういうことで担当者が力を付けていくといったことをされている例があるようです。知恵を出せば、担当者は、関連する部署の中に、そういう保健福祉の知識をお持ちの方がおられて、専門的な助言を受けることが可能ではないかと思います。

この調査の中でも、「どんなことが課題だと思われますか」と尋ねました。自由記述をお願いしたところ、かなりの割合で挙がってきたのは、窓口の周知でした。どうやって広報したらいいかということが挙がっておりました。私たちの意見としましては、今日お示した中に、被害者支援に関わる事業の実施を入れておりますが、そういった事業をいろいろ実施する中で、住民に被害者支援の意識を持ってもらうとか、それは例えば防犯などと重ねてもいいですし、いろいろな機会があるのだと思います。ここにこういう窓口があるということです。市や区などの広報に載せていますというところも多いかと思いますが、地道にやっていくことと、今言ったような事業の展開をしていくことが大事だと思います。

私は東京のある区に住んでいますが、丹念に区報を見ます。最近ですと、認知症の対応、認知症サポーター募集とか、あとは子育て支援、ファミリーサポーター募集とかは出ていますが、なかなか犯罪被害者支援に関わる情報は出てこない。見たこと余りないんですね。区報など住民へのお知らせの中でも何かしら被害者支援について広報していると、広がっ

ていくことがあるのではと思っております。

最後にこの 44 枚目のスライドになります。今日は「地方公共団体における犯罪被害者支援総合的対応窓口」に対する調査の分析結果を抜粋して御報告させていただきました。近々きちんとした形でまとめて発表する予定でおります。調査に関して更にお知りになりたい方のために、このスライドに連絡先を載せております。

それから、被害者支援における相談支援マニュアルについて、民間の任意団体によるものですが、作成しております。被害者支援に長年携わってきている者が作成している段階です。僭越ですが担当窓口に発送させていただく予定ですので、御参考にしていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

もう 1 点は、ソーシャルワークの視点は、被害者支援においてケアマネジメントという一つの手法に具体化できるんですね。ケアマネジメントは、高齢者分野、障害者分野では既に制度化されていますが、被害者支援においてもケアマネジメントを実施していくことができるのではないのか、まずそのケアマネジメント・モデル事業の研修から始めていくことが必要ではないかと考えております。私もそのモデル事業に関わっておりますので、御関心のある方がおられましたら是非御参加いただきたいと思っております。

あれこれ申し上げて分かりにくいところも多かったかと思いますが、私の話はここで閉じさせていただきます。皆様たちから御質問があればお受けしたいと思います。どうもありがとうございました。